

質問回答書

案件名：独立行政法人国際協力機構筑波センターの庁舎で使用する電気の調達（一般競争入札（最低価格落札方式））

回答

通番	業務仕様書等	該当項目	質問	回答
1	第3 契約書(案)	第10条 料金の請求及び支払	一つの施設（供給地点番号）につき一枚の請求書しか発行できませんがよろしいでしょうか。飲料メーカー等が入居している場合でも、請求書を分けることはできず一枚の請求書になります。	問題ありません。
2	同上	同上	契約書(案)に「(中略)発注者は、前項の規定により支払請求書を受領したときは、これを検査の上、計量日の翌日から起算して30日以内に、受注者に対し支払いを行わなければならない。」とありますが、弊社約款に定めている「検針日から30日以内に支払わなければならない」と変更することは可能でしょうか。	契約書(案)どおりとします。
3	同上	同上	上記変更不可の場合、実務上、受領した月の月末までにお支払い頂くことは可能でしょうか。また、請求書の支払期限を月末日としてもよろしいでしょうか。	請求書を月初め等早めに受領できれば、月末日で問題ありません。
4	同上	同上	月末までのお支払いが難しい場合、請求書を受領したご連絡は頂けますか。（電話、メール、FAX等）	連絡いたします。
5				
6				
7				
8				
9				
10				